

診療報酬請求につきまして（ご提案）

眼瞼痙攣・片側顔面痙攣・痙性斜頸・上肢痙縮・下肢痙縮へのボツリヌス治療における診療報酬請求につきまして、日本ボツリヌス治療学会からご提案申し上げます。

1. 眼瞼痙攣・片側顔面痙攣では上限用量がそれぞれ45単位・30単位ですので、バイアルに残薬が生じます。痙性斜頸・上肢痙縮・下肢痙縮でも使用量によっては残薬が生じます。残薬分を診療報酬として認定せず返戻または減点した事例がありますが、バイアルの残薬を他の患者に使用することは認められていないため、診療報酬請求はバイアル単位で行って下さい。混乱が予想される自治体では、診療報酬明細書（レセプト）に「残薬破棄」と明記して下さい。
2. これらの適応症では「神経ブロック」（L100-4）として手技料400点を算定できます。これに加えて、痙性斜頸・上肢痙縮・下肢痙縮では、近傍組織との位置関係および注射の可否を触診では把握し難い筋を探索し、治療対象とする筋を決定する検査がしばしば必要となります。この検査として、針筋電図・電気刺激・超音波検査などがあります。正確な注射は効果の最大化・有害事象の最小化・用量の最小化（したがって医療効率の最適化）に有用と考えられるため、積極的にこれらの検査を実施して下さい。検査を行った場合にはこれに応じた診療報酬を請求して下さい。

全国の医療機関が適正に診療し、適正に診療報酬をご請求いただくことが、治療水準の向上に寄与すると考えております。

2015年5月

日本ボツリヌス治療学会